介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療行為について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定月/診断名		尿路感染	肺炎	蜂窩織炎	合計
4月	人数		1		1
	日数		7		7
5月	人数	3		2	5
	日数	17		8	25
6月	人数	3	1	1	5
	日数	11	6	4	21
7月	人数	4			4
	日数	25			25
8月	人数	2			2
	日数	10			10
9月	人数	2		1	3
	日数	12		7	19
10月	人数	2			2
	日数	10			10
11月	人数	3		1	4
	日数	15		5	20
12月	人数	4			4
	日数	19			19
1月	人数	4	2		6
	日数	12	10		22
2月	人数	11	1		12
	日数	55	5		60
3月	人数	4			4
	日数	21			21

【算定要件について】

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理するとして投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし算定する。
所定疾患療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できない。
対象となる所定の疾患
肺炎
尿路感染症
帯状疱疹
蜂窩織炎
算定する場合にあっては、診断名、診断を行なった日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容を診療録に記載します。
請求に際して、診断、行なった検査、治療内容等を記載します。